

☆ 外画・動画部会規約（改定案） ※赤字…変更・追加、赤線…削除

（目的）

- 第1条 定款第 ~~55~~61 条の規定により外画・動画部会（以下「本部会」という）を設置する。
2. 本部会は、外国映画日本語版およびアニメーション、ゲームソフト、ナレーションなど声の出演を行う組合員の職能的連帯と団結を強化し、職業活動の円滑化と権利の擁護を図ることを目的とする。

（登録）

- 第2条 組合員で声の出演を行う者は、本規約に基づき、**入会時に**本部会に登録しなければならない。
2. 組合の活動趣旨に賛同し、かつ声の出演を希望する新人出演者は、別途定める新人登録規定により登録し、出演することができる。

~~第3条 本部会への登録は、定められた書式により、本部会の委員会（以下「部会委員会」という）に申請し、部会委員会の認定を受けなければならない。~~

~~第4条 本部会への登録の更新は、毎年4月1日付けで行う。~~

（権利と義務）

- 第5条 本部会員は、組合が締結する団体協約、協定、覚書等の定めによる保護を受ける権利を有する。
2. 本部会員は、職能上直面した不利益などの諸問題について、本部会に問題を提起し、解決を要求する権利を有する。
- ~~3. 本部会員は、部会委員会からチャリティ出演の要請があった場合、協力する義務を負う。~~
- ~~4. 本部会員は、本部会が部会運営に関して特別費用を要するとき、協力する義務を負う。~~

（除名および資格の停止）

- 第6条 次の各項に該当する本部会員は、除名または資格停止の対象となる。
- (1) 組合の締結する団体協約、協定、覚書等に故意に違反して出演したとき。
- (2) 組合の定款第13条ならびに**組合資格に関する規約組合規約**第5条、第6条、第7条に抵触する行為があったとき。
- (3) 所定の手続きにより、休部したとき。
- (4) 除名者及び退会者は、協定、覚書等の定める権利の保護を受けられない。
- (5) 除名者及び退会者とは、仕掛かり作品を除き、本部会員は共演をしないことがある。

（部会総会）

- 第7条 本部会の最高議決機関として部会総会（以下「総会」という）を置く。
2. 総会は、部会の解散、合併ならびに本規約第9条に定める代議員会が発議して案件を討議し、議決する。
3. 総会は、本部会の委員長が招集する。
4. 総会は、全部会員による投票（**電磁的方法を含む**）参加とし、賛否は投票総数の過半数によって決する。

（部会代議員会）

- 第8条 本部会**に**の総会に代わる議決機関として部会代議員会（以下「代議員会」という）を置く。
- 第9条 代議員会は、**年1回以上必要に応じて**、本部会の委員長が招集する。
- 第10条 代議員会は、組合の総代で部会に所属している者、**部会委員会の委員**、本部会規約第21条に定める部会の相談役および顧問、~~さらに本部会員の所属する事務所、フリーの本部会員の中から選出された若干名を加えた100人以内の本部会員~~で構成する。
- 第11条 代議員会の成立は、構成員の過半数の出席を要する。但し、委任状・**書面議決（電磁的方法を含む）**による出席を妨げない。

第12条 代議員会の議決は出席代議員の過半数で決する。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第13条 代議員会の議長は、その都度出席代議員の中から選出する（但し、本部会正、副委員長を除く）。

（部会委員会）

第14条 本部会の運営、活動を司る機関として部会委員会を置く。

第15条 部会委員会は、総会、代議員会の議決に従い、また組合理事会と連携して本部会の運営に当たる。

第16条 部会委員会は、その必要に応じ、委員長が招集する。

第17条 部会委員会の議長は委員長が務める。委員長不在の時は、副委員長が代行する。

2. 部会委員会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第18条 部会委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

（部会役員）

第19条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名
- (3) 常任委員5名以上7名以内
- (4) 委員10名以上50名以内

（部会役員・委員の選出）

第20条 本部会の役員選挙は、組合の総代選挙でこれを兼ねる。

2. 総代に当選した本部会部会員の互選で、委員長1名、~~委員5名を選出し、仮委員会とする。副委員長2名、常任委員5名以上7名以内を選出する。~~
3. 委員の選出は、~~本部会の役員が、部会所属の総代とフリーを含む部会員の中から選出する。まず委員長と仮委員会が本部会所属の総代の中から10名～20名を選び、さらにフリーを含むグループ選出委員20名以内を追加決定し、委員会構成メンバーを最終的に確定する。~~
- ~~4. 副委員長、常任委員は委員会が確定した後、委員会メンバーの中から委員長が指名する。~~

（相談役および顧問）

第21条 本部会に相談役および顧問を置くことができる。

2. 相談役は、部会の内外を問わず、委員長が必要と認めた人材を委員会で承認して決する。但し、5名以内とする。
3. 委員長ならびに委員会の希望により、委員会活動経験者若干名を顧問とすることができる。

（役員の任期）

第22条 本部会の役員および代議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

（役員の報酬）

第23条 本部会の役員報酬は無給とする。~~但し、活動に伴う経費の負担、労働の対価については、組合がその実費を負担する。~~総代会で承認される「役員報酬額」とする。委員は「会議出席交通費」のみとする。

（定めのない事項）

第24条 本規約に定めのない事項については、原則として、組合の定款、~~組合員資格に関する規約組合規約~~、本部会の内規を準用するものとし、特別の場合は、本部会委員会が決定、処理に当たる。

付 則

1. 本規約は、2003年11月1日から改正施行する。
2. 本規約は、2023年10月26日から改正施行する。
- ~~2-3.~~ 本規約の改廃は、~~代議員会の議決と理事会、~~と総代会の承認を要する。